

商工三団体 ビジネス総合保険制度

感染症による休業補償のご案内

ビジネスマスター・プラス【事業活動総合保険】 休業ユニット（ワイドプラン）

「新型コロナウイルスの感染者が発生、消毒等の措置のため営業を休止した」などの事故により生じた
「休業損失」や「感染症対策費用」を補償します！

▼お支払いする保険金



休業による喪失利益



消毒費用



検査費用



予防費用

補償対象となる事由

- 1 対象施設が特定感染症の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合における、保健所その他の行政機関による消毒、隔離その他の措置の指示命令等に基づき、対象施設に対して消毒、隔離その他の措置がなされたこと
- 2 対象施設が特定感染症または指定感染症※1の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合における、保健所その他の行政機関による消毒、隔離その他の措置の指示命令等に基づき、対象施設に対して消毒、隔離その他の措置がなされたこと

特定感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1型、H7N9型）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

お支払いする保険金

支払事由	お支払いする保険金の内容	支払限度額
上記①の事由	営業が休止または阻害されたために生じた損失※2 (収益減少額×利益率+収益減少防止費用－支出を免れた経常費)	1事故につき500万円
	感染症対策費用（消毒費用・検査費用・予防費用）※3	1事故につき100万円
上記②の事由	定額 20万円※4	保険期間を通じて20万円

※1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める指定感染症をいい、特定感染症を除きます。

※2 事由発生翌日からが補償の対象となります。てん補期間は14日を限度とします。

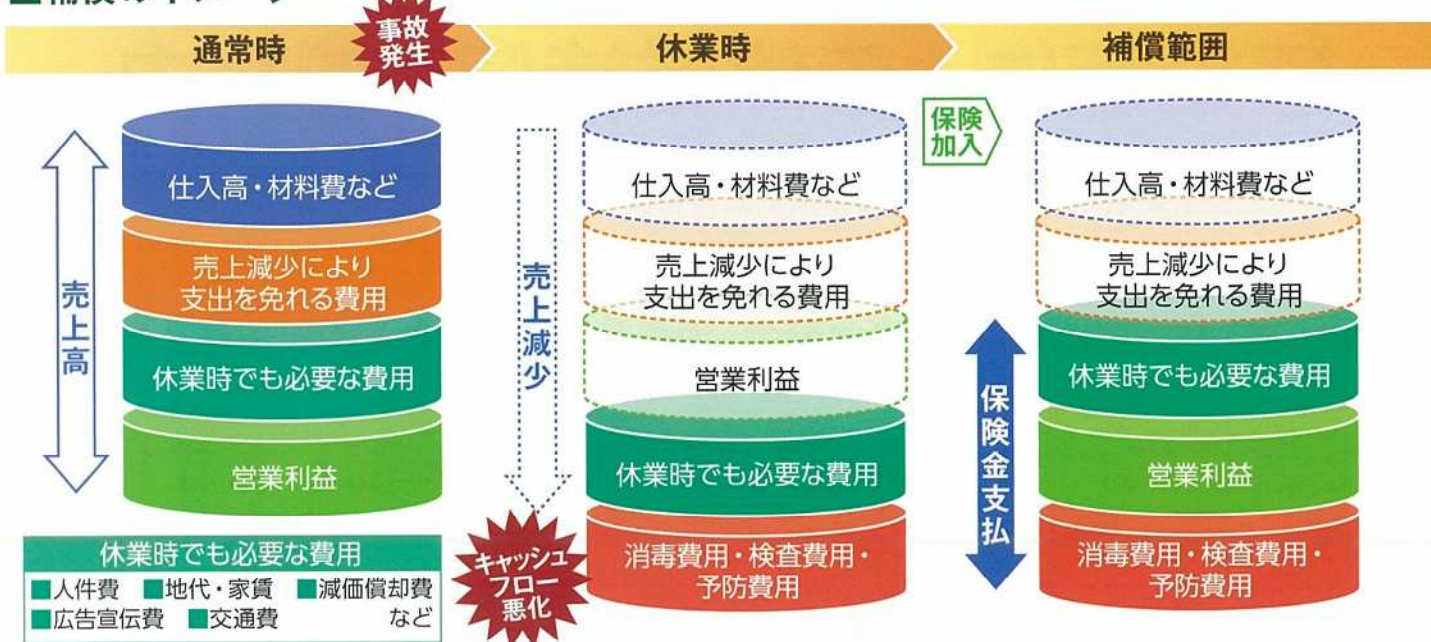
※3 事由が発生した日から起算して30日以内に生じた費用にかぎります。

※4 上記1および上記2いずれにおいても保険金を支払う場合には、上記1の保険金支払額は上記2の保険金支払額を控除して算出します。

対象となる契約

2021年4月1日以降保険始期の
商工三団体（日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会）
ビジネス総合保険制度・休業ユニット（ワイドプラン）が対象となります。

■補償のイメージ



ご注意

- 脅迫または恐喝などによる営業妨害によって生じた特定感染症の発生は補償の対象外です。
- 都道府県知事等からの要請に基づく自主休業は補償の対象外です。
- 保険始期日の翌日から起算して14日以内に発生した感染症による事故は補償の対象外です。ただし、感染症による損失を補償する特約をセットした契約の継続契約である場合を除きます。

サービス紹介(有料)

新型コロナウイルス対応消毒サービス



従業員が罹患した場合の事業所の早期復旧、社会的イメージの悪化防止のため消毒サービスは関心が高まっています。リカバリープロ社はビジネス総合で物損害ユニット付帯時の被災設備修復サービスを委託している業者です。



0120-123-677

365日
受付対応

本社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜1-29-1

ご参考

経済産業省作成 業種別支援策リーフレット



飲食業向け
(他・8業種)

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまにご活用いただけるリーフレットです。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/leaflet/leaflet.pdf>



詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

本チラシは、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会を契約者とする事業活動総合保険団体契約の概要を説明したものです。

〈引受保険会社〉 担当営業店

損害保険ジャパン株式会社
SOMPO

〈お問い合わせ先〉 取扱代理店

【募集文書作成担当店】

損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3820

〈受付時間〉 平日：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

SJ20-15326 2021.7.1 (21060378) 504966 - 0100



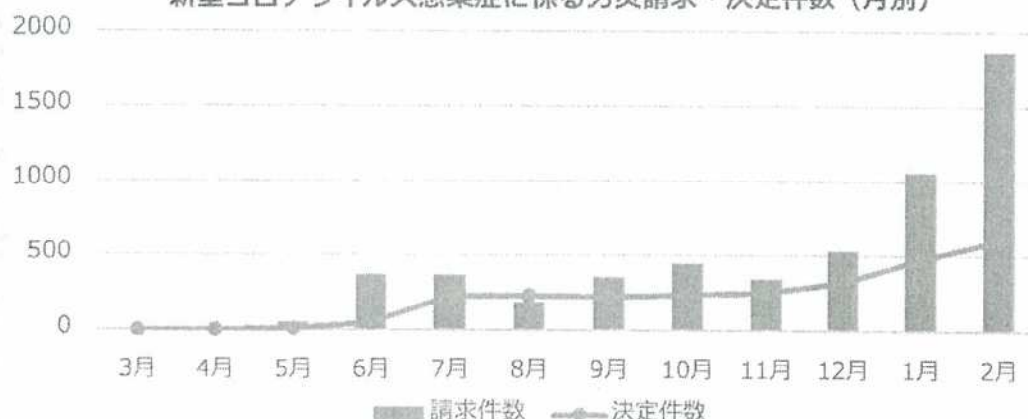
(※) メディカル・マスターは、長期障害所得補償特約、疾病入院医療費用補償特約、疾病入院医療保険金支払特約のいずれかをセットした事業活動総合保険（ビジネスマスター・プラス）のペットネームです。

新型コロナウイルス感染症と労災保険給付

厚生労働省は、以下に該当する新型コロナウイルスの感染は労災給付の対象としており、新型コロナウイルス感染症に係る労災請求件数・決定件数は増加傾向にあります。

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が高い場合
 - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

新型コロナウイルス感染症に係る労災請求・決定件数（月別）



出典：厚生労働省HP『新型コロナウイルスに関するQ&A（労働者の方向け）令和3年3月2日時点版』

企業に求められる感染予防と健康管理

事業者に対しては、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化が求められており、厚生労働省のHPには「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」が掲載されています。そのため、チェックリストに掲載されている取り組みを徹底していない中で職場で従業員が感染した場合、安全配慮義務違反を問われる可能性があります。

＜厚生労働省チェックシート＞

出典：厚生労働省HP『8月7日付け職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について』



メディカル・マスター がお役に立ちます！

福利厚生

従業員が万一新型コロナウイルスにより入院した場合には、その治療費や入院にかかわる費用、働けない期間の所得を補償します。従業員採用や離職防止のための福利厚生の充実に役立ちます。



企業防衛

職場で新型コロナウイルスの集団感染が発生した場合など、従業員が企業を相手に訴訟を起こす可能性があります。そのようなリスクを抑えるためにも、会社の誠意として入院中の治療費等を補償することや、万が一の訴訟にしっかりと備えておくことが重要です。

- 1 売上高方式の一括加入のため、加入者管理や健康状態の告知は不要です。
- 2 既往症があっても、保険加入後1年が経てば、補償の対象になります。
- 3 法人が契約者の場合、保険料は全額損金扱いとなります。
※実際の税務処理につきましては税理士にご相談ください。

疾病入院医療費用補償特約

福利厚生

病気で入院したときの費用を最高200万円を限度に補償します！

日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として日本国内において入院を開始した場合に、入院を開始した日から365日目の属する月の末日までに負担した下記①～⑧の費用などをお支払いします。（1回の入院につきご契約の保険金額（50万円・100万円・200万円のいずれか）が限度）

入院にかかる費用（総額）

公的医療保険の対象

7割

健康保険からの給付

公的医療保険の対象外

100%自己負担

- ・入院時の食事代
- ・ベッド等使用料
- ・先進医療等費用（技術料）
- ・交通費 など

以下の費用が補償の対象になります。

- ①入院時の健康保険の自己負担分
- ②食事療養費
- ③ベッド等使用料
- ④先進医療、患者申出療養の費用
- ⑤入退院・転院時の交通費
- ⑥諸費用（入院1日につき1,100円）
- ⑦親族付添費（1日につき4,200円）
- ⑧ホームヘルパー等の雇入費用 など

補償の対象

※補償の対象となる方は、事業主、常勤の法人役員、社員、常勤のパートアルバイトの方です。

長期障害所得補償特約

ケガや病気で働けなくなったときの所得を最高15万円、最長2年間で限度に補償します！

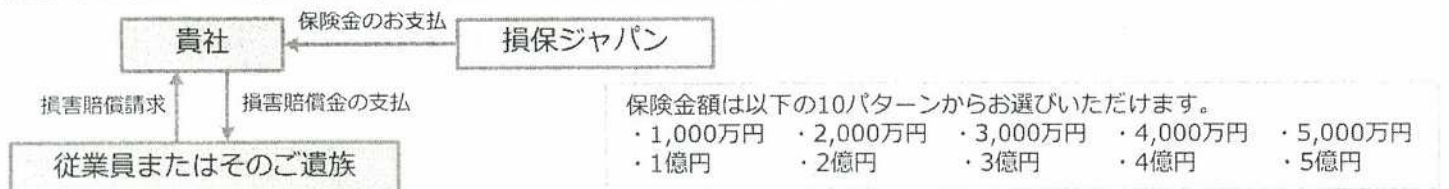
日本国内または国外において身体障害（ケガおよび疾病）を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合、特約の免責期間（30日・60日・90日のいずれか）を超えた就業障害期間に対して、特約のてん補期間（1年間・2年間のいずれか）を限度に、就業障害期間1か月あたりご契約の保険金額（5万円・10万円・15万円のいずれか）をお支払いします。※補償の対象となる方は、事業主、常勤の役員、正規従業員、常勤の臨時雇従業員の方です。ただし保険期間の開始日時時点で満15歳以上、満74歳以下である方に限りです。

それでも万が一、訴訟になってしまった場合に備え・・・

使用者賠償責任補償特約

企業防衛

貴社の従業員等が貴社の業務に従事している間に生じた事故により被ったケガ等について、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）を補償します。



保険金額は以下の10パターンからお選びいただけます。

- ・1,000万円 ・2,000万円 ・3,000万円 ・4,000万円 ・5,000万円
- ・1億円 ・2億円 ・3億円 ・4億円 ・5億円

※損害賠償金については、政府労災により給付される金額、自賠償保険などにより支払われるべき金額、災害補償規程等に基づき従業員・遺族に支払うべき金額の合計額を超過する場合に限り、その超過額について保険金としてお支払いします。

●このちらしは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【引受保険会社】



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先